



令和6年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会 第2回 理事会

日 時：令和6年9月12日（木）14:00～15:30

会 場：県民会館12階 1202会議室

次 第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 協 議 事 項

- (1) 「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会規約の一部内容変更について
- (2) 令和6年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県スポーツサミットについて
- (3) 中学校運動部活動地域移行の捉え方について（意見交換）

4 報 告 事 項

- (1) 10年プランの進捗状況について
- (2) 全県スポーツ大会の日程

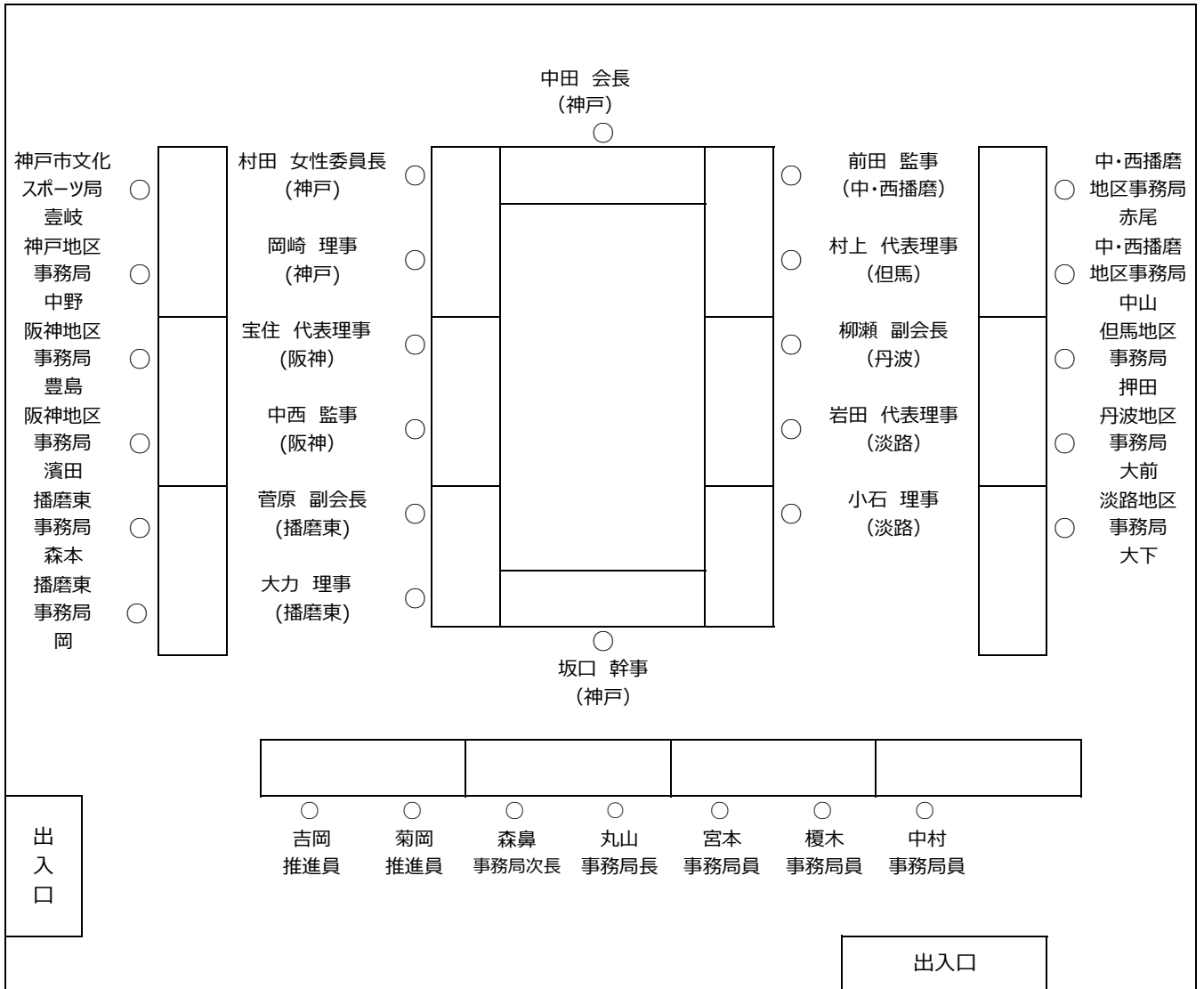
5 そ の 他

6 閉 会

令和6年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会 第2回理事会 座席図

日時：令和6年9月12日（木） 14:00～15:30

場所：県民会館12階 1202会議室



令和6年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会名簿

No	役 職	役員名	地区	市町	所属（クラブ名）	出席
—	顧問	大辻 利弘	—	—	—	
1	会 長	中田 進	神 戸	灘区	成徳スポーツクラブ	○
2	副 会 長	菅原 弘之	播磨東	加古川市	NPO法人加古川総合スポーツクラブ	○
3	副 会 長	柳瀬 太	丹 波	丹波市	スポーツクラブ21くげ	○
4	監 事	前田 裕作	中・西播磨	宍粟市	スポーツクラブ21かんべ	○
5	代表理事	宝住 伸明	阪 神	猪名川町	スポーツクラブ21やないづ	○
6		村上 重之	但 馬	養父市	スポーツクラブ21たきのや	○
7		岩田 均	淡 路	洲本市	スポーツクラブ21あいはら	○
8	理 事	岡崎 みゆき	神 戸	垂水区	下畑台やまももクラブ	○
9		大力 才人	播磨東	三木市	スポーツクラブ21自由が丘西スマイル	○
10		徳永 耕造	中・西播磨	たつの市	スポーツクラブ21揖保	—
11		丹賀 正康	但 馬	豊岡市	竹野南スポーツクラブ21	—
12		進戸 納	丹 波	丹波篠山市	スポーツクラブ21ふるいち	—
13		小石 雅世	淡 路	洲本市	スポーツクラブ21洲本第二	○
14	監 事	中西 国敏	阪 神	川西市	スポーツクラブ21多田	○
15	幹 事	坂口 和彦	神 戸	神戸市	神戸市立中央体育館	○
16	女性委員長	村田 智子	神 戸	神戸市	雲中ウイングクラブ	○

【地区事務局】

No	地 区	氏 名	所 属	職 名	
1	神 戸	中野 彩	神戸県民センター	主事	○
2	神 戸	壹岐 明日香	神戸市文化スポーツ局	事務職員	○
3	阪 神	豊島 正明	阪神南県民センター	課長補佐	○
4	阪 神	濱田 圭佑	阪神北県民局	副主任	○
5	播磨東	森本 蒼	北播磨県民局	主事	○
6	播磨東	岡 敬一	東播磨県民局	副主任	○
7	中・西播磨	赤尾 裕子	中播磨県民センター	課長補佐	○
8	中・西播磨	中山 宏英	西播磨県民局	課長補佐	○
9	但 馬	押田 真波	但馬県民局	主事	○
10	丹 波	大前 祐也	丹波県民局	主事	○
11	淡 路	大下 成章	淡路県民局	課長補佐	○

【(公財)兵庫県スポーツ協会】

No	所 属	氏 名	職 名	
1	(公財) 兵庫県 スポーツ協会	菊岡 正勝	地域スポーツクラブ推進員	○
2		吉岡 奈津子	地域スポーツクラブ推進員	○

【スポーツクラブ21ひょうご全県連絡協議会事務局】

No	所 属	氏 名	職 名	
1	兵庫県 県民生活部 スポーツ振興課	丸山 靖	事務局長（調整官）	○
2		森鼻 崇文	事務局次長（副課長兼スポーツ環境班長）	○
3		宮本 浩充	事務局員（競技・生涯スポーツ班長）	○
4		榎木 康雄	事務局員（主任スポーツ振興専門員）	○
5		中村 俊介	事務局員（主任）	○

次第3 協議事項

- (1) 「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会規約の一部内容変更について**

「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会という。

(目的)

第2条 本会は、「スポーツクラブ21ひょうご」事業によって設立された総合型地域スポーツクラブ（以下、「クラブ」という）で組織し、相互の連絡と親睦及びクラブの円滑な運営と活動の活発化を図り、もって、地域の生涯スポーツ振興に寄与する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 共通課題の検討会
- (2) 情報交換会
- (3) 交流大会
- (4) 研修会・講習会
- (5) 女性委員会
- (6) その他必要な事業

(組織)

第4条 本会に、次の各地区連絡協議会をおく。

- (1) 神戸
- (2) 阪神
- (3) 播磨東
- (4) 中・西播磨
- (5) 但馬
- (6) 丹波
- (7) 淡路

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 代表理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 若干名
- (6) 女性委員長 1名

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、代表理事のうちから、代表理事会において推挙し、理事会において承認する。

- 2 代表理事は、第4条に定める地区連絡協議会の会長をもって充てる。
- 3 理事は、第4条に定める地区連絡協議会の副会長または、地区連絡協議会から推薦された者をもって充てる。
- 4 監事は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 女性委員長は、女性委員のうちから代表理事会において推挙し、理事会において承認する。
- 6 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は再任されることができる。
- 8 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、これを統轄する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 2 代表理事は、理事会に付議すべき事項等を審議する。
- 3 理事は、予算及び決算等、重要事項を審議する。
- 4 監事は、本会の業務を監査する。

(幹事)

第8条 本会に幹事を若干名おくことができる。

- 2 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応え、本会の運営について助言する。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を兵庫県県民生活部スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）内に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、スポーツ振興課スポーツ推進調整官をもって充てる。
- 3 事務局に関する必要な事項は別に定める。

(会議)

第11条 本会の会議は、代表理事会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が必要に応じてこれを招集し主宰する。
- 3 代表理事会は、会長、副会長、代表理事、監事、幹事、女性委員長をもって構成し、理事会に付議すべき事項及び理事会において委託された事項を議決する。
- 4 理事会は、会長、副会長、代表理事、理事、監事、幹事、女性委員長をもって構成し、この規約に別に規定するもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 5 会議は、構成員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長が必要と認めるときには、会議にオブザーバーとして有識者の出席を求めることができる。

(経費)

第12条 本会の経費は、次のものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) 寄附金
- (4) その他

- 2 会費は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会会費規程（以下、「会費規程」という。）で定める額とし、第4条に定める地区連絡協議会ごとにまとめて納付する。

(賛助会員)

第13条 本会に賛助会員をおくことができる。

- 2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、地域の生涯スポーツ振興に寄与できる団体のうち、本会を賛助するために入会した団体とする。
- 3 本会への入会については、代表理事会において推挙し、理事会において承認を受けなければならない。
- 4 賛助会員は、第4条に定める地区連絡協議会には属さない。
- 5 賛助会員は、賛助会費として会費規程で定める額を本会に納付しなければならない。
- 6 その他、規約に定めのない事項は別に定める。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、会長が定め、理事会に報告する。

附 則

- 1 この規約は、平成18年9月11日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 2 この規約は、平成19年2月22日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 3 この規約は、平成24年6月4日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 4 この規約は、平成26年3月13日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 5 この規約は、平成26年6月6日より施行する。ただし、改正後の第12条第2項の規定は、理事会において別に定める日から施行する。
- 6 この規約は、平成26年10月9日より施行する。
- 7 この規約は、平成28年4月1日より施行する。
- 8 この規約は、平成30年4月1日より施行する。
- 9 この規約は、令和元年9月1日より施行する。
- 10 この規約は、令和5年4月1日より施行する。（事務局の名称変更）
- 11 この規約は、令和5年7月12日より施行する。（事務局長の変更）
- 12 この規約は、令和6年9月12日より施行する。（地区連絡協議会の名称変更）

次第3 協議事項

(2) 令和6年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県スポーツ サミットについて

令和6年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県スポーツサミット

開催要項

1 趣 旨

今後の「スポーツクラブ 21 ひょうご」を含めた地域スポーツの在り方について、「スポーツクラブ 21 ひょうご」関係者及び各市町行政を交えた研修及び情報交換を通じて連携を図るとともに、地域スポーツの推進とクラブの活性化をめざす。

2 主 催 兵庫県

3 主 管 「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会

4 協 賛 (公財)ユーハイム体育・スポーツ振興会

5 大会テーマ 総合型地域スポーツクラブ「SC21 ひょうご」の自主運営に向けた今後について考える

6 概 要

(1) 日 時 令和6年10月5日(土) 13:10～16:00 (受付 12:45～)

(2) 場 所 兵庫県中央労働センター

(3) 日 程

12:45 13:10 13:20 14:30 15:30 16:00

受付	開会 行事	基調講演	分散会	全体会
----	----------	------	-----	-----

7 対 象 SC21 会員、各市町 SC21 担当者

8 基調講演 「クラブの自主運営に向けた法人格の取得について」
講師 岸田 美也子 氏
経営管理アドバイザー/特定非営利活動法人 NPO 総合体操クラブ事務局長)

9 分散会および全体会

講演内容を基に分散会を開催し、クラブの自主運営に向けた取組に関する課題について共有するとともに、各市町の実態に応じた総合型地域スポーツクラブとしての役割を考える。

10 そ の 他 諸連絡

令和6年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県スポーツサミット収支予算（案）

収 入

（単位：円）

科 目	予 算 額	内 容
全県連絡協議会負担金	350,000	特別会計より
助 成 金	168,240	ユーハイム体育・スポーツ振興会
合 計	518,240	

支 出

（単位：円）

科 目	予 算 額	内 容
バス代補助費	350,000	全県スポーツサミットバス代補助 @50,000×7地区（350,000円）
会 場 費	125,800	会場費、会場設営費等
報 償 費	15,000	
旅 費	14,360	
役 務 費	3,000	通信運搬費・振込手数料等
予 備 費	10,080	
合 計	518,240	

令和6年度全県スポーツサミットの開催について

10月5日（土）

1 スケジュール

- 12：45～ 受付
- 13：10～13：20 開会行事 （兵庫県中央労働センター 大ホール）
- 13：20～14：30 講演 「クラブの自主運営に向けた法人格の取得について」
岸田 美也子 氏
（経営管理アドバイザー/特定非営利活動法人 NPO 総合体操クラブ事務局長）
- 14：30～15：30 分散会 大ホール、202号室、302号室
- 15：30～16：00 全体会 大ホール

2 役割分担について

	会場	役割	担当者	(地区)
受付	入り口	受付	中野・濱田	神戸 阪神
			岡・赤尾	播磨東 中・西播磨
			中山・大下	中・西播磨 淡路
開会行事 講演会	大ホール	司会	宮本	県事務局
分散会	大ホール A 班	進行・記録	中野・梶原	神戸 県事務局
	大ホール B 班	進行・記録	豊島・濱田	阪神
	202号室 C 班	進行・記録	岡・森本・ 赤尾・中山	播磨東 中・西播磨
	302号室 D 班	進行・記録	中村・押田	但馬 県事務局
全体会	A 班	発表	梶原	県事務局
	B 班	発表	豊島	阪神
	C 班	発表	岡	播磨東
	D 班	発表	押田	但馬

3 分散会について

- (1) 実施方法
 - ・各部屋でおおよそ6人のグループ（進行役、記録含む）を作り、協議する。
- (2) 内容
 - ・地域の実情に応じた法人格取得について意見交換
 - ・中学校部活動の地域移行の捉え方について
- (3) 分散会の流れ
 - ① 上記の内容について、班ごとに協議（45分）
 - ② 分散会内で情報共有（班で考えた案を発表）（15分）

4 全体会

- (1) 各分散会（部屋ごと）の内容報告 → 各部屋進行役発表（3分）
- (2) 岸田美也子氏による指導助言
- (3) その他

令和6年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県スポーツサミット分散会

【 班】

() () () () () ()

1 地域の実情に応じた法人格取得について



2 中学校部活動地域移行の捉え方について



次第3 協議事項

(3) 中学校部活動の地域移行における各クラブの捉え方について

※参考資料は別添

次第4 報告事項

(1) 10年プランの進捗状況について

(2) 全県スポーツ大会の日程

SC21ひょうご今後の方向性

総合型地域スポーツクラブ10年プランの進捗状況

活動方針	クラブの方向性	クラブ数
①発展させたい	総合型地域スポーツクラブ拠点（モデル）クラブ 10年プランへ	43クラブ
②現行体制を継続	現行体制の継続（状況により①または③に移行可）	484クラブ
③休会したい	休会（期間は最大5年間）	40クラブ
④未回答		188クラブ

SC21ひょうごの再編(案)

R5年活動状況調査より(R6.3) 全755クラブ

○ 令和8年度末までに方向性を決定

- 1 **【推奨】登録認証**もしくは**法人格**を取得し、中高生の会員を増やす等
- 2 スポーツクラブ21ひょうごとして、**引き続き活動**
- 3 **休会**もしくは**廃止**
- 4 まちづくり協議会等と連携を図り、**独立したスポーツクラブ**として活動

総合型地域スポーツクラブ拠点（モデル）クラブ10年プラン

組織

地域スポーツコンソーシアムの設置

関係団体	SC21ひょうご
	市町体育協会・民間クラブ
	スポーツ推進委員会
	市町行政
	その他の団体

小・中学校 競技団体 施設関係者

コミスク スポーツ少年団 高・中体連

街づくり協会 PTA 老人・子供会 他

➔

持続可能な
クラブ運営

法人化

[法人化によるメリット]

- 公益性のある団体として社会的信用UP
- 団体名による契約や登記が可能になる
- 行政からの委託事業を受けやすい
- 団体の基盤固めができる
- スポーツ振興くじ助成を受ける資格取得（アシスタントマネージャー等の設置等）
- 万一の事故等、特定の個人の負担にならず法人として対処できる

	一般社団法人 <small>※非営利で設立の場合</small>	NPO法人
社員	2名（理事1名）	10名（理事3名、監事1名）
申請から認証までの期間	1～4週間	1～3ヶ月間
手続き費用	約11万円（定款認定手数料5万円） （登録免許税6万円）	なし
申請先	法務局	兵庫県知事又は神戸市長
事業内容	特に制約なし	特定非営利活動（20分野）の中の活動

※地域の実情に合わせて、上記団体と連携

目指すクラブ像

指定都市
 中核市
 その他市町

PG	競技PG	フィットネスPG	レクリエーションPG	シニアPG	サークルPG	あそびPG
想定競技	野球、サッカー バスケット、テニス 卓球、バドミントン 等	ヨガ、ダンス、体操 ストレッチ 等	囲碁ボール インディアカ サイクリング ハイキング 等	健康体操 ウォーキング グラウンドゴルフ 等	絵画、囲碁 将棋、華道 茶道、料理 太鼓、舞踊 等	縄跳び（ダブルラッチ） けん玉、ドッジボール 野外活動 等
多志向	初級	1 2 3 4 5	1 2	1 2	1 2	1 2
	中級	1 2 3 4 5	1 2	1 2	1 2	1 2
	上級	1 2 3 4 5	1 2 3	1 2	1 2	1 2
	初級	1 2 3 4	1 2	1	1 2	1 2
	中級	1 2 3 4	1 2	1	1 2	1 2
	上級	1 2 3 4	1 2	1	1 2	1 2
初級	1 2 3	1	1	1 2	1 2	1 2
上級	1 2 3	1	1	1 2	1 2	1 2
多種目 多世代						

※1 初級コースには、無料体験教室を数回設定する等、スポーツクラブに入りやすい環境を整える
 ※2 各プログラムにおいて、障害のある方も参加可能な体制を整える

[自主運営に向けて配慮すべき事項]

- 1 運営委員会と事務局の設置
趣意書、各種規約の作成と主要部門となる総務、財務、広報の設置 等
- 2 クラブマネージャー及び事務局員の配置
情報処理に長けた人や会計業務等、様々な知識や経験、ノウハウを有する人材を確保
- 3 多様な財源の確保
会費収入、各種スポーツイベント、スポーツ教室などの事業収入の他、施設の指定管理、行政が展開する事業の受託 等
- 4 魅力的な活動プログラムの展開
地域住民のニーズや課題に対応したプログラムの展開や、初心者でも参加しやすい教室、季節体感、文化活動、フェスティバル 等
- 5 広報活動の充実
電子メディア、市町ローカルメディアの活用 等
- 6 指導者・スタッフの養成、確保
クラブの運営経費の中で指導者養成に係る経費を予算化（公認指導者資格の取得補助、運営予算のうちの何%を充てるかなど）
- 7 法人格の取得
上記
- 8 リスクマネジメント
ケガや事故の未然防止方策の検討（救急体制、事故誘発要因のチェックと改善）
- 9 クラブハウスの活用促進
道具置き場に加え、会員の交流目的のスペースを設置 等

施設 小学校・中学校・高等学校の体育施設及び統廃合などによる空き校舎（市町教委、学校と要調整）、公民館、利用者が少ない公園（市町所管課と要調整） 他

予算 会員会費・基金・国庫補助金・toto 他

今後の方針

各市町連絡協議会で意思確認

今のクラブを

①発展させたい

②現行体制を継続したい

③休会したい

➔ 総合型地域スポーツクラブ拠点（モデル）クラブ10年プランへ
※登録認証取得の検討（兵庫県体育協会へ相談）

➔ 現行体制の継続（状況により①または③に移行可）
※登録認証取得の検討（兵庫県体育協会へ相談）

➔ 休会（期間は最大5年間）

再開・統合・廃止について、市町「SC21ひょうご」推進委員会と協議、決定

R 4（1年目）	R 5（2年目）	R 6（3年目）	R 7（4年目）	R 8（5年目）	R 9（6年目）	R 10（7年目）	R 11（8年目）	R 12（9年目）	R 13（10年目）
----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	------------

令和6年度登録認証制度の申請状況について

令和6年度現在 SC21：現存753クラブ（休会5クラブ）

1 SC21 登録認証制度登録認定クラブ（10クラブ）

登録認定クラブ	活動拠点	クラブの構成
ひがしなだクラブ	神戸市（東灘区）	単独 SC21（任意団体）
六甲すこやかクラブ	神戸市（灘区）	単独 SC21（任意団体）
クラブ北神	神戸市（北区）	北神区 SC21 統括法人（NPO 法人）
スポーツクラブ 21 富士	三田市	単独 SC21（NPO 法人）
明石アクティヴスポーツ	明石市	SC21 二見北より分離独立（NPO 法人）
加古川総合スポーツクラブ	加古川市	加古川市 SC21 統括法人（NPO 法人）★指定管理
スポーツクラブ 21 はりま	播磨町	播磨町 SC21（NPO 法人）★指定管理
スポーツクラブ 21 しかま	姫路市	単独 SC21（NPO 法人）
スポーツクラブ 21 氷上東	丹波市	単独 SC21（任意団体）
スポーツクラブ 21 都志	洲本市	単独 SC21（任意団体）

※統括法人は、所管するすべての SC21 に公認マネージャーの配置が必要

2 登録認証を取得することによって得られるメリット

総合型地域スポーツクラブ活動助成（toto）【令和6年度条件】

1 助成対象：下記(1)～(3)が必須条件

- (1) スポーツ団体ガバナンスコード自己説明公表実施クラブ
- (2) 総合型地域スポーツクラブ登録認証制度認定クラブ
- (3) 法人格を有する総合型地域スポーツクラブ

2 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業

（助成初年度から継続5カ年度まで）年額 750,000 円～2,160,000 円

3 総合型地域スポーツクラブマネージャー設置支援事業

（助成初年度から継続5カ年度及び5カ年度経過後引き続き3カ年度）

※ クラブマネージャーを有償雇用している場合のみ

月額 CM 有資格者 100,000 円、CM 不在の AM 有資格者 95,000 円、AM 有資格者 85,000 円

（年間総額上限 1,944,000 円）



令和6年度より、公的助成（toto）の要件が、登録認定された法人格クラブに限定されたことから、今後、登録認証を取得する総合型地域スポーツクラブが増えてくることが望ましい。

令和6年度「スポーツクラブ21ひょうご」 全県スポーツ大会

(1) 趣 旨 「スポーツクラブ21ひょうご全県連絡協議会」の構成員である県内スポーツクラブの会員等に、日々の活動の成果を発揮する機会を提供するとともに、県内のクラブ関係者のネットワーク化を図る。

(2) 開催内容

No	地 区	大 会 概 要	申請状況
1	神 戸	①種 目 第12回あじさいロードレース大会 ②場 所 神戸しあわせの村 ③日 時 令和6年12月14日(土)	
2	阪 神	①種 目 ②場 所 未定 ③日 時	
3	播磨東	①種 目 小学生バレーボール大会 ②場 所 加古川市立総合体育館 ③日 時 令和6年11月24日(日)	請求書提出
		①種 目 ミニバスケットボール大会 ②場 所 加古川市立総合体育館 ③日 時 令和6年12月14日(土)、15日(日)	
4	播磨西	①種 目 卓球交流大会 ②場 所 太子町立町民体育館 ③日 時 令和6年11月24日(日)	
5	但 馬	①種 目 ふれあいソフトバレーボール交流大会 ②場 所 八鹿総合体育館 ③日 時 令和6年12月1日(日)	
6	丹 波	①種 目 囲碁ボール交流大会 ②場 所 丹波市立柏原住民センター アリーナ ③日 時 令和6年10月19日(土)	請求書提出
7	淡 路	①種 目 グラウンド・ゴルフ交流大会 in Sumoto ②場 所 五色台運動公園「アスパ五色」多目的グラウンド ③日 時 令和6年11月7日(木)	請求書提出